

令和 2 年 12 月 25 日

申請者各位

株式会社住宅性能評価センター

日頃より各種申請にて(株)住宅性能評価センターをご利用いただき誠にありがとうございます。
住宅性能評価等の申請に関する押印省略についてお知らせいたします。

=====**お知らせ**=====

「押印を求める手続の見直し等のために国土交通省関係省令の一部を改正する省令」に
おける住宅性能評価等の対応について

令和 2 年 12 月 23 日に国土交通省より「押印を求める手続の見直し等のために国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(令和 2 年国土交通省令 98 号)が公布されました。

今回の改正により、弊社取り扱いの各種制度の申請様式から押印欄が廃止されることから、令和 3 年 1 月 4 日ご申請分より、当面の間、以下のとおり対応いたします。

- 住宅性能評価等の申請書への押印は任意とします。
※押印する場合は一連の書式すべてに押印いただくよう統一をお願いします。
- F-2Web、HP 掲載の新書式対応は令和 3 年 2 月 1 日を予定しております。
※令和 3 年 2 月 1 日以降は押印欄を廃止いたします。

※ 住宅性能評価等

- ① 住宅性能評価(設計・建設・既存)
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ③ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ④ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条、36 条に基づく認定に係る技術的審査
- ⑤ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する評価の結果の交付に係る業務
- ⑥ BELS 評価業務

※ 現金取得者向け新築対象住宅証明書(すまい給付金関係)の取り扱いにつきましては、現時点では未定となっております。

以上

上記に関するお問い合わせは

株式会社住宅性能評価センター 性能省エネ部
東京都新宿区新宿 1-19-8 サン・モール第 7 ビル 5 階
TEL:03-5367-8781 FAX:03-5367-2272